

高崎市告示第 373 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する旨、告示する。

この処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 25 年 9 月 26 日

高崎市長 富岡 賢治



1 変更理由

上里見土地改良事業の施行に伴い、字の区域の変更をしようとするもの

2 変更内容

町	字	地番
上里見町	上沖	515の一部

上記区域（同区域に隣接する水路である市有地の全部を含む。）及び字上沖 515 地先の水路である市有地の一部を上河原に変更する。

町	字	地番
上里見町	上河原	594の一部
	向沖	474の1の一部、474の2の一部、475の2の一部、478の一部、479一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部を含む。）並びに字上沖 520 及び 522 の 1 に隣接する向沖の道路である市有地の一部を上沖に変更する。

字向沖 474 の 2 に隣接する字上沖の道路である市有地の一部を字向沖に変更する。